

レンタカー事業者の皆様へ

学校教育等に関する移動の安全確保に向けて

～法令遵守の徹底、貸渡の際の運転者の確認等お願いします～

令和8年5月6日（水）福島県郡山市の磐越自動車道上り線において、貸切バス事業者の関与するレンタカーのマイクロバスが、部活動に参加している高校生を乗せて走行中、ガードレールに衝突し、当該バスに乗車していた高校生1名が死亡、26名が負傷するという誠に痛ましい事故が発生しました。

この事故を踏まえ、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、関係者のヒアリングを経て、「学校教育等に関する移動の安全確保対策」を取りまとめたところです。

皆様におかれましては、日頃より、運転者の手配を行わないことを含む関係法令の遵守により適正な事業の遂行及び輸送の安全確保に努めていただいているところですが、類似事案の再発防止に万全を期す観点から、改めて関係法令を遵守することはもとよりチェックリスト実施を図られますようお願いいたします。

事故防止のため、貸渡時の確認を徹底してください

✓ 法令遵守の徹底

- ☐ 貸渡簿の備え付けと保存
- ☐ 貸渡料金及び貸渡約款の掲示
- ☐ 借受人への貸渡証の交付
- ☐ 実績、車両数の報告
- ☐ 事務所における貸渡や車両の状況把握及び管理
- ☐ 貸渡車両の任意保険の加入
- ☐ 各種変更の届出

✓ 貸渡申込時の重点確認事項

① 運転者の確認

- ☐ 実際に運転する可能性のある全ての運転者を申込書に記載
- ☐ 申込書に記載された運転者以外の者が運転しないことを確認

② マイクロバス貸渡時の確認

- ☐ 運行区間・行先
- ☐ 利用人数
- ☐ 使用目的

③ 貸渡約款等に沿って特に借受人へ伝達していただきたい事項

- △ 所定用途以外での使用は禁止
- △ 転貸（又貸し）は禁止
- △ 貸渡証に記載された運転者以外の運転は禁止
- △ 運転者追加等の借受条件の変更はレンタカー事業者の事前承諾が必要
- △ 貸渡約款違反時は保険・補償が適用されない場合がある旨の説明

④ 引取者が借受人以外の場合

- ☐ 借受人との関係（家族・勤務先・契約先等）を確認
- ☐ 必要に応じて証明書類等を確認
- ☐ 貸渡証を借受人へ渡し、運転者へ携行させるよう案内

✓ 利用者の利便性、円滑な業務実施のために

- ・ 貸渡申込書様式の必要な見直し
- ・ ホームページ等での適切な案内

※併せてこちらもご参照ください※

【学校教育等に関する移動の安全確保対策】 国土交通省 HP ⇒
(二次元バーコード)

